

一般社団法人日本ゴールボール協会
コンプライアンス管理規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下当社という）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当協会の役員・従業員・会員に適用する。

(推進体制)

第4条

1. 当協会は、本規程の実施について責任を負う「実施統括責任者」を任命する。実施統括責任者は、本規程の各項目を推進するため、必要に応じて「実施責任者」を指名できる。
2. 本規程の運営統括部門は、事務局とする。
3. 本規程の管理のための事務局は「コンプライアンス委員会」とする。
4. コンプライアンス委員会の組織体制、運営については、別途定めることとする。

(内部通報制度)

第5条

1. 当協会は、本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・従業員・会員が、その情報を実施統括責任者、コンプライアンス委員会に直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を事務局に設置・運営する。
2. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った実施統括責任者またはコンプライアンス委員は、迅速、且つ適切に対応する。
3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図るとともに、守秘義務について厳守しなければならない。
4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員・会員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

(行動規範)

第6条

- 1) 会員並びにゴールボールを支援していただける方々に対して
 - ①法令および契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、顧客に満足いただける各サービス及びシステム等を提供するよう努めること。
- 2) 従業員に対して
 - ①個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
 - ②自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努める。
 - ③良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努める。
 - ④創造的、効率的かつ安全で快適な職場環境を実現するよう努める。
 - ⑤清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康づくりに努める。
- 3) 事業活動および情報の管理
 - ①誠意をもって全ての会員に公正かつ公平に接し、適切な条件で事業の提供を行うこと。
 - ②法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った事業活動を行うこと。
 - ③第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。また、職業紹介従事者は職業安定法により守秘義務が課せられていることを良く理解し、所定の手続を経ないでこれらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。
 - ④個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- 4) 社内情報・会社財産の尊重
 - ①在会中または退会後を問わず、協会情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
 - ②在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、協会に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
 - ③入会前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を協会に開示しないこと。
 - ④個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
 - ⑤協会財産を私的に流用しないこと。
- 5) 広報・広告活動において

- ①客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ②協会外広報活動においては、関係する地域の会員、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者等と接触し情報を開示する場合は、担当理事の了解を得ること。
- ④会員に対し、協会の知名度向上を図り、また、協会に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展のための環境作りを行うこと。
- ⑤他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正においては、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、理事会に提案し、理事会において決議する。

(懲戒処分)

第8条 当会の役員・会員が、各種規程内で禁止している行為に抵触した場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会で対象行為における見解をまとめた上で、懲罰に関する規程をもとに理事会が判断する。

(選任)

第9条 コンプライアンス委員の選任は、理事会の決議をもって、会長が選任する。

附則

この規程は令和2年8月2日から施行する。

2. 令和4年9月10日 改定